

横浜市水道局電気工作物保安規程実施要綱

制 定 平成 15 年 11 月 14 日局長決裁
最近改正 令和 6 年 3 月 29 日局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市水道局電気工作物保安規程（平成 15 年 11 月水道局達第 10 号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保安管理組織)

第 2 条 規程第 2 条に規定する電気工作物の保安管理組織は、別表第 1 のとおりとする。

(主任技術者の選任)

第 3 条 規程第 4 条の規定による主任技術者を選任する範囲は浄水部とし、主任技術者は係長職以上の技術職員とする。

2 規程第 5 条第 2 項の職員は、係長職以上の技術職員とする。

(使用前自主検査)

第 4 条 規程第 14 条に規定する使用前自主検査の実施体制、実施方法及び記録の保存は、別表第 2 のとおりとする。

(巡視、点検、測定、サイバーセキュリティの確保等)

第 5 条 規程第 15 条に規定する電気工作物の巡視、点検、測定等の基準は、「横浜市水道局電気機械設備保守点検基準」による。

2 サイバーセキュリティの確保は、経済産業省が定める「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」（令和 4 年 6 月 10 日付け 20220530 保局第 1 号。以下「ガイドライン」という。）により実施するものとする。

3 前項に規定するガイドラインで定めるセキュリティ管理責任者は、総括管理者をもって充てる。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総括管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 25 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 22 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 28 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から実施する。

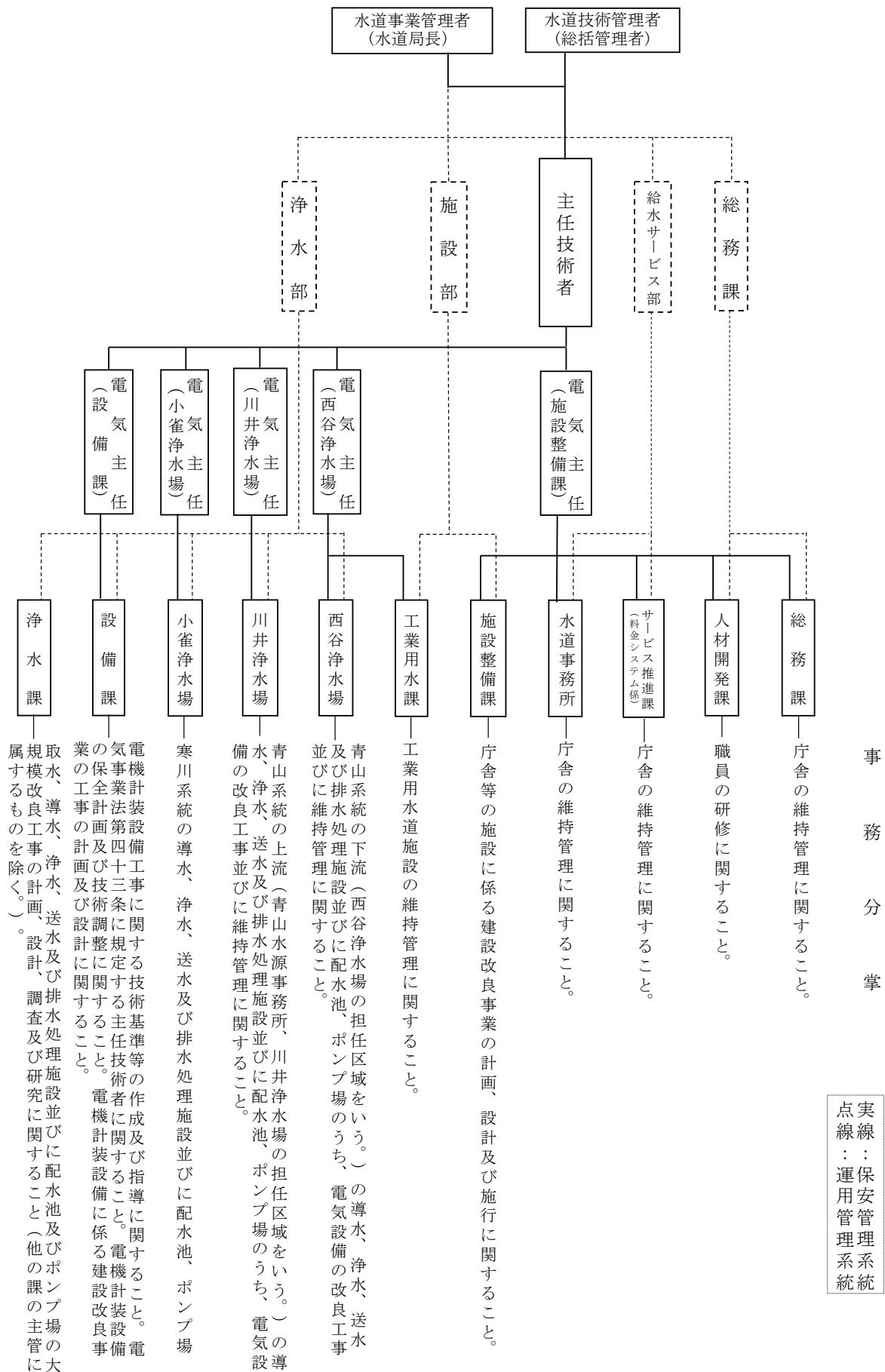
附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

横浜市水道局電気工作物保安管理組織図



別表第2 (第4条)

使用前自主検査

| 項目 | 内 容 |
|-------|--|
| 実施体制 | 主任技術者の指揮のもとで実施 |
| 実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について確認 ・ 技術基準に適合するものであることの確認 |
| 記録の保存 | <ol style="list-style-type: none"> 1 検査年月日 2 検査の対象 3 検査の方法 4 検査の結果 5 検査を実施した者の氏名 6 検査結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 7 検査の実施に係る組織 8 検査の実施に係る工程管理 9 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 10 検査記録管理に関する事項 11 検査に係る教育訓練に関する事項 |

(備考) 電気事業法第50条の2第3項の審査を受けるに当たっては、1～11の事項を記録保存する。